

国・県・JA、最大3つの利子補給・ 利子助成で地域の農業経営をサポート!!



JAバンク滋賀

農業者(個人)の方も
ご利用いただけます!

農業近代化資金2020

お使いみち

農業用施設・農業用機械(中古を含む、トラクター・
田植え機・コンバインなど)・農業用トラックなど



金利イメージ

基準金利
年 **1.50%**

滋賀県の利子補給
(1.30%)利用で
年 **0.20%**

JAバンク利子補給などの
利用で
最大年 **0%**

利子補給・利子助成制度のしくみ(参考例)

農業用施設や農業用機械の取得など農業経営にかかる幅広い用途にご利用いただけます。また、条件によりJAバンクの利子補給(最大1.0%)の対象となれば、最長7年間は金利負担0%にてお借入いただける制度資金です。

《認定農業者等の場合》

条件によりJAバンクの利子補給の対象となれば実質金利負担0%にて借入可能

県の利子補給	国の利子助成	JAバンクの利子補給
1.30%	0.04%	0.16%
基準金利 1.50%		

《その他の農業者の場合》

条件によりJAバンクの利子補給の対象となれば実質金利負担0%にて借入可能

県の利子補給	JAバンクの利子補給
1.30%	0.20%
基準金利 1.50%	

※県の利子補給・国の利子助成は、融資枠の上限に達し次第終了します(JAバンクの利子補給も毎年12月末で見直しを行います)。
※利子補給・利子助成の適用につきましては、お借入の条件などにより異なりますので、JA窓口でご確認ください。
※基準金利・利子補給率・利子助成率は、令和元年12月18日現在のものです。市中金利の変化により、国の利子助成が再開される場合があります。

ご返済の目安(試算)

お借入金額1,000万円あたりの支払利息・保証料(概算)

●借入期間7年 ●元金均等返済 ●利子補給・保証料助成を全て適用	
基準金利	年1.50%
総支払利息	589,080円
保証料	45,210円
合計	634,290円
適用金利	年0%
総支払利息	0円
保証料	(実質)0円
合計	0円
634,290円おトク!!	

応援
その①

年1.30%の県の利子補給!

基準金利 年1.50%を年0.20%に!
(認定農業者等は年0.04%の国の利子助成も!)

応援
その②

さらにJAバンクの利子補給!

当初お借入金額が100万円以上の場合、実質金利負担“なし”に!

応援
その③

保証料全額助成!

滋賀県農業信用基金協会保証・前取一括払いの場合、実質保証料負担“なし”に!

自己改革実践中!



お問い合わせ・お申込みはお近くのJA窓口へ

JA レーク大津	TEL.077-525-8612
JA 草津市	TEL.077-562-3194
JA 栗東市	TEL.077-552-0534
JA おうみ富士	TEL.077-582-8867
JA こうか	TEL.0748-62-0382
JA グリーン近江	TEL.0748-25-5123

JA 滋賀蒲生町	TEL.0748-55-2858
JA 東能登川	TEL.0748-42-1345
JA 湖東	TEL.0749-45-0551
JA 東びわこ	TEL.0749-28-7812
JA レーク伊吹	TEL.0749-52-6527
JA 北びわこ	TEL.0749-78-2438

JA マキノ町	TEL.0740-27-1191
JA 今津町	TEL.0740-22-2571
JA 新旭町	TEL.0740-25-2626
JA 西びわこ	TEL.0740-32-0169
JA バンク滋賀信連	TEL.077-521-1635



商品概要

【商品名】
 ◎農業近代化資金
 ※本資金の取扱い金融機関は、滋賀県内JAのみです。

【お使いみち】
 ◎【建構築物造成資金(1号資金)】農業用施設、畜舎、果樹棚および、それに付帯する土地や設備(電気・用排水・上下水道・宿舎・事務所など)
 ◎【農機具等取得資金(2号資金)】農業用機械(中古を含む、トラクター、田植え機、収穫調整用機具(コンバイン・バインダー・動力脱穀機・穀類乾燥機・もみすり機)、農業用トラックなど)
 ※中古の農業機械は、使用期間が法定耐用年数以内であり、農機具販売業者等で整備点検されたものを当該業者から購入するに限られます。
 ※農業経営50a未満(農機具は80a未満)または、市街化区域等内の稲作経営に使用する場合は対象外となります。

【ご利用いただける方】
 ◎組合員の方(個人・法人・任意団体など)
 ◎滋賀県農業信用基金協会の保証が受けられる方
 ◎下記のいずれかを満たす農業者の方
 ●認定農業者
 ●認定新規就農者
 ●主業農業者(個人で農業所得(法人は売上高)が総所得の過半を占めていること、または個人で農業粗収益が200万円以上(法人は1,000万円以上)あることなど一定の条件を満たす農業者)
 ※60歳以上の方は、後継者が農業に従事していることなどが要件となります。
 ●集落営農組織や農業を営む任意団体など

【ご融資金額】
 ◎20万円以上1,500万円以内
 ※個人・法人問わず。上限額1,500万円は、原則として本資金の既往借入分も含みます。
 ※ただし、認定農業者等に係る特例を除き、農業用施設の取得・改良・造成にかかる経費、または農舎の場合には建築面積×(鉄骨55千円/㎡または木造73千円/㎡)の金額とを比較して低い方の額の80%以内(1万円未満切り捨て)が上限となります。
 ※同一のご融資対象物件で、日本政策金融公庫の資金と併せてお借入れすることはできません。

【ご融資期間】
 ◎中古農機具:3年以内(うち据置期間なし)
 ◎その他:7年以内(うち据置期間は2年以内、ただし農舎は据置期間なし)

【ご融資金利】
 ◎①当初借入金額100万円以上の場合、年0%
 ②当初借入金額100万円未満の場合、年0.20%(認定農業者等:年0.16%)
 ◎市中金利の変化などにより、基準金利・利子補給率・利子助成率は変動する場合があります。

【ご返済方法】
 ◎年1回(原則として毎年12月15日)、元金均等返済(千円単位・端数は初回返済時に調整)

【担保・保証】
 ◎滋賀県農業信用基金協会の保証をご利用いただけます。また、前取一括保証料の場合は、JAバンク滋賀農業資金保証料助成がご利用いただけます。
 ◎保証機関の基準に従い、担保・保証人をご提供いただくことがあります。

【手数料】
 ◎JA所定の手数料が必要となる場合があります。

【お申込み時の留意点】
 ◎JA・行政等の審査が必要となるため、お申込みから融資決定まで1~2ヶ月ほどの期間が必要となる場合があります。また、融資決定から原則3ヶ月以内の融資実行となります。
 ◎融資決定前の事前着工および着工後のお申込みはできません。
 ◎県の利子補給・国の利子助成は、融資枠の上限に達し次第終了します。また、JAバンクの利子補給も毎年12月末で見直しを行いますので、利子補給が受けられない場合がございます。

【その他】
 ◎ご融資金額が500万円以下の場合で、所定の要件を満たす方は、クイック融資をご利用いただける場合があります。
 ◎JA・行政等の審査結果によっては、お客様のご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。
 ◎詳しくは滋賀県のホームページをご覧ください。関係機関(滋賀県農政課(TEL.077-528-3813)・各農業農村振興事務所の農産普及課、各市町の農政担当課)や最寄りのJA等にご相談ください。

※令和元年12月18日現在

主な必要書類

	書類名	建構築物造成資金(1号資金)		農機具等取得資金(2号資金)	
		用途(例)	ビニールハウス	格納庫	農機具
① 相談時	農業経営改善資金(前向き制度資金)借入申込希望書(長期資金)兼 個人情報の取扱いに関する同意書	▲別紙1	○	○	
	経営改善資金計画書*	▲別紙2の(1)or(2)	○	○	
	農業経営改善計画認定通知書(写)※2	☆	○	○	
	農業改善計画書(写)※2	☆	○	○	
	青年等就農計画書(写)※3	☆	○	○	
	青年等就農計画認定書(写)※3	☆	○	○	
	借入申込書(正副3部)	■様式第1号の1	○	○	
	債務保証委託申込書(正副3部)	■様式第1号の2	○	○	
	法人・団体の概要(正副3部)※1	■様式第2号	○	○	
	中古農機具導入明細書	■様式第16号	—	△	
	試算表またはこれに準ずるもの(写)(正副3部)※1	☆直近分	○	○	
	決算書、業務報告書またはこれに準ずるもの(写)(正副3部)※1	☆直近分	○	○	
	定款、規約またはこれに準ずるもの(写)(正副3部)※1	☆	○	○	
	収支予算書、議事録その他事業ごとに必要とする書類(写)(正副3部)※1	☆	○	○	
	見積書、設計図(立、側、平面図、付近見取図)、建築確認通知書(写)	☆	○	—	
見積書、カタログ(写)	☆	—	○		
② 申込時	借入申込書(兼債務保証委託申込書)	★	○	○	
	個人情報の収集・保有・利用・提供に関する同意書(両面印刷のもの)	★	○(※4、※5、※6)	○(※4、※5、※6)	
	個人 農業所得者 自営業者	確定申告書(受付印のあるもの)十付票(写)又は決算書(写)	☆直近3年分		
		納税証明書(その2)(発行より3ヶ月以内)		○(※4、※5)	○(※4、※5)
		納税証明書(その3の2)(発行より3ヶ月以内)	☆直近分		
	個人 給与所得者	源泉徴収票(印字)	☆直近分	○(※4、※5)	○(※4、※5)
		公的所得証明書(写)(発行より3ヶ月以内)			
		給与明細書(写)(勤続1年未満の場合)	☆	○	○
	法人・団体	決算書、業務報告書またはこれに準ずるもの(写)※1	☆直近3年分	○	○
		事業計画書(写)※1	☆	△	△
	本人確認 個人	運転免許証(写)	☆	○(※4、※5、※6)	○(※4、※5、※6)
		登記事項証明書(商業登記簿謄本)(発行より3ヶ月以内)※1	☆	○	○
		定款、規約またはこれに準ずるもの(写)※1	☆	○	○
	資金使途関係 法人・団体	議事録(写)※1	☆	○	○
		契約書(写)	☆	△	△
見積書(写)等		☆	○	○	
登記簿謄本(写)または登記事項証明書(写)(発行より3ヶ月以内)		☆	○	—	
計画図面(写)		☆	○	—	
建築確認申請書(写)もしくは建築確認済証(写)		☆	△	—	
その他	住宅地図(写)	☆	○	—	
	その他JA・行政等の審査に必要な書類	☆	○	○	
	他金融機関の償還予定表(写)	☆	△※7	△※7	

○:必須、△:必要に応じて
 ※1:法人および任意団体の場合のみ ※2:認定農業者の場合のみ ※3:認定新規就農者の場合のみ
 【借入申込者以外の方の必要書類】※4:連帯債務者 ※5:連帯保証人(所得合算有) ※6:連帯保証人(所得合算無) ※7:既存借入金がある場合
 <様式>▲:農業経営改善関係資金基本要綱 ■:滋賀県農業近代化資金事務取扱要領 ★:JA所定 ☆:借入申込者が用意

* 経営改善資金計画書の作成に当たり、助言・指導が必要な場合は、関係機関(各農業農村振興事務所の農産普及課、各市町の農政担当課)や最寄りのJA等にご相談ください。